資料 16-1 有線放送施設の現況

16 災害広報関係

有線放送施設の現況

令和4年12月1日時点

地区	施設名	設置場所	電話	FAX	業務区域
共 設 (長野 1·2)	JA 長野市第 1 望岳台	緑町 1613	227-6164	227-6164	上松 1~2 丁目 望岳台
篠ノ井	篠ノ井有線放送				篠ノ井地区一円
松代	松代町有線放送電話 農業協同組合	松代町東条 2523-2	278-3541	278-3541	松代地区一円
更北	更北有線放送電話 農業協同組合	青木島町大塚 891	285-2065	285-2065	更北地区一円
本部※1	長野市有線放送電話 共同施設協会本部	緑町 1613	227-6164	227-6164	

[※] 表中に記載のない地区には、有線放送施設はない。

資料 16-2 市内の主な報道機関

市内の主な報道機関

令和4年12月1日時点

		1) 1/1 T	年 12 月 1 日時只
種別	会 社 名	所 在 地	電話番号
放送局	NHK長野放送局	稲葉210-2	291-5216
	信越放送㈱	問御所町1200	237-0500
	㈱長野放送	岡田町131-7	227-3000
	㈱テレビ信州	若里1-1-1	227-5511
	長野朝日放送㈱	栗田989-1	223-1000
	長野エフエム放送㈱ 長野支社	南千歳1-10-6	224-6088
	ながのコミュニティ放送	新田町1485-1	225-8800
	(株)インフォメーション・ ネットワーク・ コミュニティ	南県町657	233-1713
	㈱朝日新聞社長野支局	栗田989-1	223-7000
	一般社団法人共同通信社	南県町657	232-2219
	長野支局		
	㈱産経新聞社長野支局	北石堂町1182	223-1212
新聞社	㈱時事通信社長野支局	南県町657	232-3230
	信濃毎日新聞㈱	南県町657	236-3000
通信社	㈱中日新聞社長野支局	中御所岡田64-5	228-1456
	㈱日本経済新聞社長野支局	県町532-6	232-2111
	㈱毎日新聞社長野支局	新田町1508-2	234-2175
	㈱読売新聞東京本社長野支局	上千歳町1159	234-4311
	㈱長野日報社長野支社	南県町1002-5	228-9081

災害時における放送要請に関する協定書(長野市と信越放送㈱)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野市長(以下「甲」という。)が、信越放送株式会社(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

- 第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、 同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) その他必要な事項

(災害情報の提供)

第4条甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供 するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自 主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

- 甲 長野市長 鷲 澤 正 一 印
- 乙 信越放送 株式会社 代表取締役社長 塩 沢 鴻 一 印

災害時における放送要請に関する協定書(長野市と㈱長野放送)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野市長(以下「甲」という。)が、株式会社長野放送(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

- 第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、 同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) その他必要な事項

(災害情報の提供)

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自 主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

- 甲 長野市長 鷲 澤 正 一 印
- 乙 株式会社 長野放送 代表取締役社長 佐久間 芳 夫 印

災害時における放送要請に関する協定書(長野市と㈱テレビ信州)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野市長(以下「甲」という。)が、株式会社テレビ信州(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

- 第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) その他必要な事項

(災害情報の提供)

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自 主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

- 甲 長野市長 鷲 澤 正 一 印
- 乙 株式会社 テレビ信州 代表取締役社長 務 臺 雄 三 印

災害時における放送要請に関する協定書(長野市と長野朝日放送㈱)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野市長(以下「甲」という。)が、長野朝日放送株式会社(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

- 第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) その他必要な事項

(災害情報の提供)

第4条 甲は、乙の求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自 主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

- 甲 長野市長 鷲 澤 正 一 印
- 乙 長野朝日放送 株式会社 代表取締役社長 永 澤 征 治 印

災害における放送要請に関する協定書(長野市と㈱ながのコミュニティ放送)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定により、長野市長(以下「甲」という。)が株式会社ながのコミュニティ放送(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

(放送要請)

- 第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同 法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

- 第3条 甲は、乙に対し、次に揚げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

- 第5条 第3条に揚げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。 第7条この協定は、平成8年4月26日から適用する。

平成8年4月26日

- 甲 長野市長
- 乙 株式会社 ながのコミュニティ放送

代表取締役 高 波 謙 二

災害における放送要請に関する協定書(長野市と㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野市内に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、長野市長(以下「甲」という。)が株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ(以下「乙」という。) に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送要請)

- 第2条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第56条の規定による関係機関及び住民その他 関係のある公私の団体への伝達又は通知若しくは警告が、電気通信設備、有線電気通信設備若しく は無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の 必要があるときは、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

- 第3条 甲は、乙に対し、次に揚げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自 主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

- 第5条 第3条に揚げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成8年4月26日から適用する。

平成8年4月26日

甲 長野市長

乙 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ

代表取締役 小 坂 健 介

災害における放送要請に関する協定書 (長野市と長野市有線放送電話共同施設協会)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野市内に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、長野市長(以下「甲」という。)が長野市有線放送電話共同施設協会(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送要請)

- 第2条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第56条の規定による関係機関及び住民その他 関係のある公私の団体への伝達又は通知若しくは警告が、電気通信設備、有線電気通信設備若しく は無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の 必要があるときは、乙に放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、甲が大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

- 第3条 甲は、乙に対し、次に揚げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自 主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

- 第5条 第3条に揚げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。
- 3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づく放送は、無償とする。

(雑則)

- 第7条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 第8条 この協定は、平成8年4月26日から適用する。

平成8年4月26日

- 甲 長野市長
- 乙 長野市有線放送電話共同施設協会

会 長 柳澤 勲

災害に係る情報発信等に関する協定(長野市とヤフ一株式会社)

長野市およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のと おり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、長野市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、長野市が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ長野市の行政機能の低下を軽減させるため、長野市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条(本協定における取組み)

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、長野市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容 および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、長野市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、長野市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 長野市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 長野市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 長野市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所における ボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載 するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 長野市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、 この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて長野市が運営するブログ(以下「災害ブログ」という)にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 長野市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所 定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 長野市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先および その担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡する ものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、長野市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条(費用)

前条に基づく長野市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それ ぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

資料 16-10 災害に係る情報発信等に関する協定(長野市とヤフ一株式会社)

第4条(情報の周知)

ヤフーは、長野市から提供を受ける情報について、長野市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、長野市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の 当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定 はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、長野市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、長野市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2017年12月12日

長野市:長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市

市長 加藤久雄 印

ヤフー:東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂学 印

裾花ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

長野県裾花ダム管理事務所長(以下「甲」という。)と長野市長(以下「乙」という。)は、乙が長野市裾花川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、河川管理施設(以下「警報設備等」という。)により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定書は、七久保地区で地すべりが予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

(伝達する情報の内容)

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、長野市裾花川周辺における乙が自ら実施する災害情報等の伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の情報提供とする。

(費用負担)

- 第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。
 - (1) 洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを、目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。

(伝達方法)

- 第4条 乙が住民に情報提供するために、甲への支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法 は次のとおりとする。
- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- 2 上記設備にて伝達する内容については、別紙-1の避難勧告と避難指示とし、どちらを放送する かについては、乙が甲へ電話等で連絡するものとする。

(警報設備の配置)

第5条 警報設備の配置及び所在は別図-1のとおりとする。

(警報設備利用の制限)

- 第6条 甲の職員不在時及び甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。
- 2 乙は、原則として七久保地区の地すべりの場合以外には、放流警報設備を使用できない。

(情報伝達の責任)

- 第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に 関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達にかかる責任を甲が有するものではないも のとする。
- 2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責任を 乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

資料 16-11 裾花ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結のから適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年6月25日

甲 長野県裾花ダム管理事務所長 中村新太郎

乙 長野市長

鷲澤 正一